

【地域の概要】

○御嵩町は岐阜県の中南部、可茂地域の南部に位置し、森林が約60%を占める。農業経営の中心は水稻。

○上之郷地区は御嵩町の東部に位置し、地域計画策定に向けて協議が進んでいる。

○同地区の農地及び担い手の概要は以下のとおり

農地面積：30ha 中心経営体：認定農業法人1

①取組開始前の状況や課題

町内の遊休農地面積

○土地所有者の高齢化が進み、遊休農地化が進んでいる。

R4遊休農地 緑区分 12ha

黄区分 5ha

R5解消目標 緑区分 3ha

農業委員会主導の解消活動

○改正農業委員会法による新体制となったことを機に、平成30年度から農業委員会が解消後の耕作者まで確保した上で、委員総出で除草等を行い、遊休農地解消の成果を挙げてきた。

H30 51a

R1 77a

R3 34a

R4 18a 累計 1.8ha

○令和5年度も、農地所有者、解消後の耕作者の合意が得られた遊休農地について、解消活動を行うこととした。

②取組内容

遊休農地の利用意向調査等（R5.11）

○7月の利用状況調査で田22aを新たに緑区分と判断し、11月に県内在住の所有者へ利用意向調査書を送付。

○所有者から12月に、農地中間管理機構を利用したいと回答があり、利用調整を開始。

○地区の農業委員、推進委員、事務局が所有者を訪問し、貸借について説明し、周辺を耕作する個人農業者の借受け合意が得られ、解消活動を決定。

解消活動の実施（R6.1）

○県の「農地イキイキ再生週間」活動に位置づけ、農業委員・推進委員16人、県農林事務所、町、農業会議が参加
○委員が持ち寄った刈払機やスライドモアで、2mほどあった草をチップ状に粉碎した。

遊休農地解消緊急対策事業（R6.1～）

○除草後の耕起は農地中間管理機構が国事業を活用し、耕作できる状態で受け手に転貸するよう整備した。

③今後の展開と方向性

再生後の農地（R6.4～）

○再生した22aは、農地中間管理機構を通じて4月から10年間の貸借を予定

人・農地プラン、地域計画の話し合いによる遊休農地対策（R5・R6）

○町内の計6プランをベースに地域計画策定が進んでいく。

○担い手が入った話し合いの中で、更なる遊休農地の解消や、遊休農地になる前の集積・集約化について検討していく。

○一時的な遊休農地解消とならないよう、引き続き担い手の確保と一体で進めていく。

○農業委員会の遊休農地解消などの活動が地域や農業者に見えるようにし、優良農地の確保の機運を高めていく。

上之郷地区（22a）再生作業

＜遊休農地の形状・周囲の状況＞



＜再生前＞



＜再生作業＞



＜再生後＞

